

幌延町各種補助制度・助成制度のご案内

補 助

施設に関する各種費用、従業員用の住宅などの改修費用の一部を補助します！

－幌延町商工業振興促進補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○対象経費

- ・営業上必要となる施設の新築・改修・取得及び設備備品の取得
- ・従業員を確保するための施設の取得及び改修
- ・施設または社宅の外構工事

○補助率及び上限金額

区分	町内建設業者が施工する場合	町外建設業者が施工する場合
補助率	対象経費の50%	対象経費の40%
上限金額	1,000万円	1,000万円

お問い合わせ先：産業建設課 商工林政係 電話：5-1115 告知端末機：5-8815

奨 励

町内の事業者から経営を引き継ぎ、新たに事業経営を後継する者に対して奨励金を交付します！

－幌延町商工業事業承継支援事業奨励金－

○交付対象者

- ・町内に在住する20歳以上の者で、商工業経営を後継する者
- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○主な対象要件

- ・譲渡人は事業承継時において、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有する者または町内に5年以上続けて店舗または事業所を有していた実績があり、廃業から1年を経過していない者
- ・譲受人は奨励金の申請時において、町内に住所を有する者
- ・承継後5年以上継続して事業を営もうとする者

○奨励金の額

1人につき100万円 ※奨励金の交付は、同一人につき1回限りとします。

○申請期間

毎年度4月1日から3月31日まで

○その他

奨励金交付後5年以内に廃業となった場合は、廃業日に応じ当該奨励金を返還することに同意すること

お問い合わせ先：産業建設課 商工林政係 電話：5-1115 告知端末機：5-8815